

葵会仙台看護専門学校 履修規程

(目的)

第1条 この規程は、葵会仙台看護専門学校学則（以下「学則」という。）第17条及び学則細則第7条に定めるもののほか授業を行うために必要な事項を定めるものとする。

(科目の履修方法)

第2条 各授業科目の学習及び実習については、次の各号に従って受講しなければならない。

- (1) 看護学科各学年各クラスの所定の時間割により受講する。
- (2) 授業時間は1時間を45分とし90分を以って2時間とする。
- (3) 授業科目及び臨地実習は全科目必修とする。
- (4) 授業科目及び臨地実習ごとに出席を確認する。
 - ① 授業の場合、授業開始時刻の20分までの入室は遅刻、20分以後は欠課、授業終了時刻の20分前以前の退室は早退となる。
 - ② 臨地実習の場合、実習開始時刻の20分までの入室は遅刻、20分以後は欠課、実習終了時刻の20分前以前の退室は早退となる。
 - ③ 遅刻・早退は、同一教科3回を以ってその教科の1回の欠課として取り扱う。ただし、1回の欠課とは授業の場合2時間、臨地実習の場合1時間とする。

(始業、終業時刻及び授業時間)

第3条 始業時刻及び終業時刻は次の通りとする。

始業時間	9:00
終業時間	17:50
1時限	9:00 ~ 10:30
2時限	10:40 ~ 12:10
3時限	13:00 ~ 14:30
4時限	14:40 ~ 16:10
5時限	16:20 ~ 17:50

- 2 学校長が必要と認めたときは、前項の時間を変更することができる。
- 3 臨地実習時間については実習形態により第1項の時間でない場合もある。

(授業科目及び臨地実習の評価)

第4条 授業科目は、筆記試験、レポート、実技試験等（以下「試験等」という）を行い、評価する。

- 2 評価に際しては、シラバス等で評価基準を周知し、その基準により評価する。
- 3 臨地実習においては、実習指導者及び担当教員が各領域の実習内容、提出物及び実習態度により総合的に評価する。

(試験等の受験資格)

第5条 試験等の受験資格は次の各号に該当する者に与える。

- (1) 各授業科目及び演習等の出席時間が学則に定める授業時間の3分の2以上の者。
- (2) 臨地実習の出席時間が3分の2以上の者。
- (3) 各授業科目による課題の提出物を提出している者。

(単位修得の認定)

第6条 各授業科目の単位修得の認定に必要な時間数を満たした者で、試験等に合格した者には所定の単位を与える。

(既修得単位の認定)

第7条 学則第18条に定める既修得単位認定については、既修得単位認定取扱規程を別に定める。

(試験の実施)

第8条 試験は原則として当該科目の期間中または終了後の学期末に、受験資格のある者に対して行う。

2 故意に試験を忌避、または不正行為を行った者は当該授業科目の評価は不合格とする。

3 試験等において不正行為が判明したときは、懲戒処分にし、修了の認定をしない。

4 学費等を滞納している者は、受験することができない。

(成績の評価)

第9条 授業科目及び臨地実習の評価は、1科目100点満点とし60点以上を合格とする。

2 授業科目及び臨地実習の成績の評価は、その授業科目の担当講師が次の基準により行う。

評価	得点(点数)	合否
優	100～80点	合格
良	79～70点	
可	69～60点	
不可	59～0点	不合格

(追試験)

第10条 以下の理由により試験を受けることができなかった者には追試験を行う。

(1) 学校保健安全法施行規則第18条による感染症である場合(医師の診断書または領収書等の証明できるものの提出が必要)

(2) 忌引(関係書類の提出が必要)

(3) 災害、交通機関等の事故または遅延で登校が不能となった場合(自治体、交通機関等発行の証明書の提出が必要)

(4) その他、学校長が認めた場合

2 追試験の日程、授業科目、申し込み手続期間等は教員会議において決定する。

3 追試験を受けようとする者は、「追試験願」【学生様式第17号】を提出し学校長の許可を得るものとする。

4 追試験に合格した者の当該授業科目に係る評価は、前条の評価基準に従う。

(再試験)

第11条 再試験は当該授業科目の試験において評価が不可となった者に対して行う。

2 再試験の日程、授業科目、申し込み手続期間等は教員会議において決定する。

3 再試験を受けようとする者は、「再試験願」【学生様式第18号】を提出し学校長の許可を得るものとする。

4 再試験は原則として1授業科目につき1回までとし、合格した者の当該授業科目に係る評定は取得点数に関わらず「可(60点)」とする。

5 再試験受験料は1授業科目3,000円とし、受験前の定められた期間内に納付するものとする。

6 再試験受験料を納付しない者は、当該授業科目の受験資格が得られないものとする。

7 再試験が不合格の者は、原則として単位を認定しないものとする。

(追実習)

第 12 条 臨地実習において、以下の理由で実習時間が 3 分の 2 に達しない者は不足時間を補充するため、追実習を行う。

- (1) 学校保健安全法施行規則第 18 条による感染症である場合（医師の診断書または領収書等の証明できるものの提出が必要）
- (2) 忌引（関係書類の提出が必要）
- (3) 災害、交通機関等の事故または遅延で登校が不能となった場合（自治体、交通機関等発行の証明書提出が必要）
- (4) その他、学校長が認めた場合

2 追実習の内容、日程等については、原則としてその学期内で教員会議において決定する。

3 追実習を受けようとする者は「追実習願」【学生様式第 19 条】を提出し学校長の許可を得るものとする。

4 追実習に合格した者の当該科目に係る評価は、履修規程第 9 条第 2 項の評価基準に従う。

(再実習)

第 13 条 臨地実習の実習評価が「不可」となった者は、再実習を行うことにより単位取得できる。

2 再実習の内容、日程等については、原則としてその年度内で教員会議において決定する。

3 原則、再実習は 1 回までとする。

4 再実習を受けようとする者は、「再実習願」【学生様式第 20 号】を提出し学校長の許可を得るものとする。

5 再実習を許可された者は、再実習費（3,000/日）を再実習前の定められた期間内に納付する。

6 再実習に合格した者の当該科目に係る評定は「可（60 点）」とする。

(再履修)

第 14 条 単位が取得できなかった授業科目等は、再履修しなければならない。

【学生様式第 21 号】【学生様式第 22 号】

(科目の読み替え等)

第 15 条 入学時の教育課程（カリキュラム）が卒業まで適用される。

2 教育効果を高めるため、開講科目の変更等のカリキュラム改正が行われることがある。

3 休学等により改正カリキュラムで修学することになった場合、旧カリキュラム開講科目を改正カリキュラム開講科目に読み替えて履修することができる。

4 読み替え科目一覧表（別表 1）は、学年始めのオリエンテーション時に配布する。

(雑則)

第 16 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学校長が定める。

附則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この改正規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

